生衛 やまがた

第242号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター
〒990-0033 山形市諏訪町２丁目１番60号
☎(023)623-4323　http://www.seiei.or.jp/yamagata/

～令和８年度後継者育成支援事業職場体験を実施しました～

現在、生活衛生関係業界では、経営者の高齢化が進む一方で、後継者不足が深刻な課題となっています。こうした状況を踏まえ、当指導センターでは若年層に対して生活衛生業に対する理解と関心を高めてもらい、将来の就職や起業へのきっかけとしていただくため、各組合の協力を得ながら高校生を対象としたインターンシップ（職場体験）事業を実施しました。

参加した高校生は夏休み中、実際の現場において調理や接客、清掃など、様々な業務を体験し、働く事のやりがいや責任を実感しました。また、従事する方々の姿を間近に見ることで、生活衛生業が地域の暮らしを支える大切な仕事であることを学ぶ貴重な機会となりました。

今年度は県内３校から46名の参加があり、ご協力いただきました関係者の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後も次代を担う人材育成に取り組み、生活衛生業界の発展を目指してまいります。



11月は標準営業約款普及登録促進月間です！

標準営業約款制度「Ｓマーク」は消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。
マークのある理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、**Safety【安全】・Standard【安心】・Sanitation【清潔】の３つのＳ**をお約束させていただきます。
未登録店の方は是非この機会にご検討ください！

手数料

(1)　再登録の場合（有効期間５年間）

登録手数料	2,360円
標　識　代	1,300円
	3,660円

(2)　新規登録の場合（有効期間３年間）

登録手数料	6,600円
標　識　代	1,300円
掲　示　板	2,000円
	9,900円

◆標準営業約款登録は毎年２月と８月に行うこととなっております。
詳細は（公財）山形県生活衛生営業指導センターまでお問い合せ下さい。

☎０２３－６２３－４３２３

厚生労働大臣認可

11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等は、本年11月を「令和８年度生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という）の周知広報や組合活動活性化の取組を重点的に展開します。これらの取組は平成26年度から実施しており、令和８年度で13年目を迎えます。

生衛組合は、生衛法に基づき設立された、衛生水準の維持・向上等を使命とする同業者の組織であり、生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の推進においても重要な社会的基盤です。しかしながら、生衛法の制定後60年余が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることも否めない状況にあるため、生衛組合の周知広報や組合活動活性化の取組を重点的に展開することとしています。

なお、山形県生活衛生営業指導センターにおいても、本事業に共催し、生衛組合の周知広報事業の実施など事業協力を行っていきます。

生活衛生同業組合に加入しましょう！



各種共済保険掛金節約

掛金が圧倒的にお得

- 総合賠償共済制度
- 生命傷害共済制度
- 火災共済制度
- 自動車総合共済制度　など

※ 各種共済制度の実施有無や内容は、組合ごとに異なります。

研修会・講習会無料参加

最新の情報や技術をGET

- 技術講習会
- 衛生管理セミナー
- 感染症対策講習会
- 経営セミナー　など

組合の全国ネットワークで情報入手

全国から迅速で広範な情報入手

- 法律・融資・税制
- 感染症対策
- 補助金、助成金、支援金
- HACCP食品衛生管理
- 受動喫煙防止対策　など

組合員だけの優遇融資

日本政策金融公庫の融資で金利負担は大幅軽減

- 低金利
- 十分な融資限度額
- 長い返済期間
- 無担保、無保証人
- 特別貸付　など

無料相談・手続支援

専門家による全面サポート

- 法律、融資、税務等に関する無料相談
- 専門家による訪問経営指導
- 専門家による事務手続き支援　など

経費削減のための特典多数

経費節約で収益力向上

- カラオケ著作権料が約20% OFFに
- クレジットカード手数料の優遇
- NHK受信料割引　など

※ 各特典は対象組合のみがご利用いただけます

地域連携・人脈形成

組合加入で地域貢献

- 災害協定
- ボランティア参加
- 地域活性化のための活動参加
- 多業種との連携交流　など

◇クリーニングはＳマークのお店で◇

令和８年度
クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後１年以内に研修を受け、その後は３年を超えない期間ごとに研修を受ける義務があります。

また、クリーニング所の業務従事者についても、営業者は開設後１年以内に従事者の５分の１（端数を生ずる場合は切り上げ、５名以下の場合は人数にかかわらず１名）の者を選び、受講させ、その後３年を超えない期間ごとに法に定められた講習を受けさせる義務があります。

※ただし、クリーニング師がクリーニング師研修を受講している場合は、クリーニング師１名につき業務従事者５名分の講習を受講したものとみなされます。

◆クリーニング師研修◆

村山会場：令和８年11月18日（水）13：00～　山形市江南公民館
庄内会場：令和８年11月11日（水）12：30～　酒田勤労者福祉センター

◆クリーニング業務従事者講習◆

村山会場：令和８年11月19日（木）13：00～　山形市江南公民館
庄内会場：令和８年11月12日（木）12：30～　酒田勤労者福祉センター

◆研修講習科目◆

１　繊維及び繊維製品　２　洗濯物の処理　３　洗濯物の受取、保管及び引渡　４　衛生法規及び公衆衛生　５　レポート

◆受　講　料◆

クリーニング師研修　5,000円　　業務従事者講習　4,500円

◆申　込　方　法◆

当指導センターより受講対象者の方へご案内いたします。

オンライン型受講の開始について

令和８年度より、クリーニング師研修・業務従事者講習に「会場受講」のほか、「オンライン型受講」が加わりました。※特別管理産業廃棄物管理責任者講習の受講も可能です。

オンライン型受講の詳細は、QRコード又はhttps://seiei-cl.jp/でご確認ください。また、オンライン型受講に関するお問い合わせは、下記の「eラーニングサポートセンター」までお願いします。

【お問い合わせ先】

・会　場　受　講　（公財）山形県生活衛生営業指導センター　TEL：023－623－4323
FAX：023－634－6290

・オンライン型受講　eラーニングサポートセンター　Mail：support-seiei-cl@gakkenlx.co.jp
TEL：03－6635－1607
平日（月～金）　10：00～17：00
土日祝日・年末年始休業







生活衛生関係営業の皆さまへ

日本政策金融公庫より

経営に役立つ刊行物のご案内

集客力向上

<ご紹介しているWeb・SNS>

- Google ビジネスプロフィール
- Instagram
- LINE公式アカウント

https://www.jfc.go.jp/n/findings/book/dx_web_sns/

事例でわかる！ DX 初めの一歩　Web・SNS編





Web・SNSを活用した集客力向上のポイントを、企業事例を交えて解説する小冊子です。

業務効率化・顧客満足度向上

<ご紹介しているITシステム>

- 予約・顧客管理システム
- モバイルオーダー
- POSレジ・キャッシュレス決済

https://www.jfc.go.jp/n/findings/book/dx_yoyaku/

事例でわかる！ DX 初めの一歩 予約・注文・決済編





ITシステムを活用した業務効率化と顧客満足度向上のポイントを、企業事例を交えて解説する小冊子です。

JFC 日本政策金融公庫

その他にも経営に役立つ情報を発信しています。

冊子をご希望の方はお近くの支店までお問い合わせください。